## 第2 計画の体系

主要課題

基本目標

1 県が実施する普及・啓発 (1) あらゆる暴力の根絶と男女平等を い立人 推進する普及啓発・教育 社っ権 学校・家庭・地域における啓発・教育 会た尊 市町村における基本計画策定の促進 の暴重 形力の 研修・啓発の実施 成を視 許点 (2) 職務関係者に対する研修・啓発 相談員への配慮 さに 関係者の資質向上及び二次的被害の防止等 な 2 通報を受けた場合の対応 (1) 配偶者暴力相談支援センターの充実 相談を受けた場合の対応 被 害 被害者に対する医学的又は心理学的な支援 者 総合的連絡調整の実施 に 配 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の促進 慮 通報を受けた場合の対応 た 相 (2) 県警総合相談センター等の充実 相談を受けた場合の対応 談 援助の申し出を受けた場合の対応 体 制 男女共同参画交流センター"フレアとくしま"等と関係機関との連携 保健所と関係機関との連携 児童相談所と関係機関との連携 福祉に関する事務所等と関係機関との連携 (3) 地域における連携 市町村と関係機関との連携 人権擁護機関との連携 民生・児童委員との連携 県国際交流協会との連携 民間団体との連携 こども女性相談センター 3 保被 関係機関との連携 護害 (1) 一時保護施設の充実 民間支援団体との連携 体者 制に 男性の一時保護の検討 の配 充慮 被害者等の安全確保 実し た (2) 保護命令への対応

今後の推進方策

関係機関との連携

